

訪日外国人客消費環境整備・利用促進事業業務委託
プロポーザル募集要領

平成27年12月
千葉市経済農政局経済部集客観光課

訪日外国人客消費環境整備・利用促進事業業務委託
プロポーザル募集要領

1 趣旨

千葉市（以下「市」という。）への訪日外国人客の誘致と市内での消費喚起を目的とし、その環境整備のため、飲食、物販、宿泊、アクティビティ等の観光資源を有する事業者へのインバウンド対応促進と、観光資源情報の集約と活用について業務委託する事業者を、プロポーザル（企画提案）方式により募集する。

2 委託業務

(1) 件名

訪日外国人客消費環境整備・利用促進事業業務委託

(2) 内容

別紙「訪日外国人客消費環境整備・利用促進事業業務委託 発注仕様書」のとおり。

(3) 納期

平成 28 年 3 月 31 日

(4) 委託料

11,000,000 円（消費税込）を上限とする。

3 提案の手続き等

(1) スケジュール

①公募開始日	12月16日（水）
②質問書の受付締切日	12月24日（木）
③参加申込書および提案書等の提出締切日	1月5日（火）
④審査による結果の通知（発送）	1月8日（金）

(2) 質問の提出方法等

本プロポーザル募集では説明会を実施しないため、本実施要領及び仕様書等の内容について、不明な点が生じた場合、下記により質問すること。

- ① 受付期間 平成 28 年 12 月 16 日（水）～平成 28 年 12 月 24 日（木）
- ② 提出書類 「質問書（第 3 号様式）」
- ③ 質問方法 電子メールで送信すること。なお、電話・口頭の質問は一切受け付けない。
電子メールアドレス：kanko.EAE@city.chiba.lg.jp
- ④ 受け付けた質問に対する回答

質問者にメールで回答するほか、下記アドレスにて公開する。（随時）
http://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kanko/ibd2015_prop.html
なお、質問の回答書の内容は、本実施要領の追加又は修正とみなす。

(3) 参加申込手続

①書類提出期限

平成 28 年 1 月 5 日（火）17:00 までに必着

※受付時間：市役所開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで。

②書類提出方法

千葉市集客観光課まで持参、郵送または宅配

③参加申込に必要な書類

以下の書類を各 1 部提出すること

ア 参加申込書（第 1 号様式）

イ 誓約書（第 2 号様式）

※ア、イへの押捺は代表印のこと。

ウ 会社の概要が分かる資料（パンフレット可）

エ 申込者の宛先を記載した受理票返信用の封筒（郵送・宅配で提出の場合のみ。）

カ 現在事項証明書の写し（発行後 3 か月以内のものに限る。）

キ 書類提出日直前 3 ヶ月以内に納税地を所轄する税務署で交付された納税証明書（その 3 の 3）の写し

ク 千葉市内に課税対象となる本社・営業所がある場合は、書類提出日直前 3 ヶ月以内に千葉市の各市税事務所市民税課又は各市税出張所で交付された完納証明書の原本

ケ 直近の事業年度における貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書

※千葉市の競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、カ、キ、ク、ケの提出を免除する。

※会社の設立により決算期を迎えていない場合は、ク、ケは直近の試算表と試算表作成時点の預貯金残高証明書。法人設立届書の写し（税務署受理印のあるもの。）に代えることができる。

(4) 提案書類の提出について

①提出期限

平成 28 年 1 月 5 日（火）17:00 までに必着

※受付時間：市役所開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで。

②提出方法

千葉市集客観光課まで持参、郵送または宅配

③提案書類

別紙「訪日外国人客消費環境整備・利用促進事業業務委託プロポーザル募集提案書作成の手引」のとおり

(5) その他

①資料の差し替え・修正は認めない。

②受理した提案書は選考結果に関わらず返却しない。

4 応募資格

次の各号に掲げる要件を有する法人

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 提案書等の提出期限の日から事業者の決定の日までの間に、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 企業又は団体等のホームページ作成に実績を有すること。
- (4) 次の税を滞納していない者。
 - ア 千葉市内に本店又は支店・営業所等を有する者は、証明書交付日までに納期が到来している全事業年度分（個人にあつては、証明書交付日までに納期が到来している全事業年分）の①法人市民税 ②市県民税 ③固定資産税（土地・家屋・償却資産）・都市計画税 ④軽自動車税 ⑤特別土地保有税 ⑥事業所税 ⑦消費税及び地方消費税
 - イ 前記ア以外の者は、証明書交付日までに納期が到来している全事業年度分の法人税並びに消費税及び地方消費税
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに該当する団体又は団体に属している者でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属する者でないこと。

5 事業者の選定

(1) 選定主旨

本プロポーザル募集の参加者から提出された提案書を総合的に審査し、最も優れた者を選定し、委託契約予定者として決定する。

(2) 選定方法

千葉市が設置する選定委員会において、本プロポーザル募集の参加者から提出された提案書類を審査し、委託契約予定者を選定する。

(3) 審査基準

別紙「訪日外国人客消費環境整備・利用促進事業業務委託プロポーザル募集提案書作成の手引」のとおり

(4) 参加者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

- ①提案書の提出期限を過ぎた場合
- ②提案書に虚偽の記載をした場合
- ③見積額が 2（4）に記載する委託料を超過した場合
- ④その他、参加者が委託業務を遂行するにあたり、著しい問題があると市が判断した場合

(5) 事業者選定結果通知

平成 28 年 1 月 8 日（金）電子メールで通知する。

6 その他

- (1) 提出書類の作成にかかる費用については、提案者の負担とする。

- (2) 書類の提出を郵送または宅配で行う場合は、封筒の表には必ず「プロポーザル応募書類」と朱書きすること。また、事故等について市は責任を負わない。書類の不備により受理できない場合も同様とする。
- (3) 市は、提案書等を本事業の選定以外に無断で使用しないものとする。

7 問い合わせおよび書類提出先

千葉県経済農政局経済部集客観光課

千葉県中央区千葉港1番1号（千葉市役所 本庁舎2階）

電話 043-245-5066 担当：川尻